

令和6年度 北上市インターンシップ交通費助成事業 Q & A

●対象者

Q1 自家用車を持っていたら対象になりませんか？

A インターンシップ先に駐車スペースがない、企業や学校から車での参加を禁止されているなど、車で通えない事情があると認められれば対象になります。

Q2 高校生も対象になりますか？

A いいえ、対象ではありません。

●対象経費

Q3 タクシー乗車場所は北上駅・村崎野駅・六原駅だけですか？

A 最寄りの駅に停車するちょうど良い時間の電車がいない場合などから、東北本線の上記駅からタクシーを利用できます。

北上市内の自宅、または居所（宿泊先）から概ね2キロメートル（片道）以上であれば利用できます。

Q4 企業から交通費が支給されますが、この助成も受けられますか？

A 金額に関係なく、企業から交通費が支給される場合は対象外としています。企業からの交通費かこの助成事業か、どちらかを選択してください。

Q5 企業から報酬が出ます。助成は受けられますか？

A 報酬が支給されても助成の対象になります。ただし、それとは別に交通費が支給される場合は助成できません。

Q6 友達と一緒にインターンシップに参加します。タクシーと一緒に乗車することはできますか？

A 同じ期間、同じ降車場所であれば複数人乗車して構いません。申請は代表者ひとりとしてください。経路の途中での乗り降りなどできる限り対応しますので、お問い合わせください。

Q7 仕事の体験を伴わない企業説明会は対象になりますか？

A ここでいうインターンシップとは企業の実務を体験することです。単なる企業説明会や社員との懇談会は対象になりません。

●助成方法

Q8 タクシー券は、郵送してもらえますか？

A 申請書の審査の結果、助成が決定したら、申請者の住所に郵送します。

Q9 タクシー会社はどこでもいいのですか？

A 助成ができるのは北上地区タクシー業協同組合に加盟しているタクシーに限りますので、乗車の際に確認してください。

六原駅（金ケ崎町）で乗車する場合はご注意ください。

<北上地区タクシー業協同組合加盟のタクシー会社は次のとおりです>

八重樫タクシー	0197-64-1151	大安タクシー	0197-63-3331
都タクシー	0197-63-2200	北上タクシー	0197-63-2345
平和タクシー	0197-64-1234	村崎野タクシー	0197-66-2627
安全タクシー	0197-65-4321	藤タクシー	0197-64-2311
ほっと交通	0197-71-2117	江釣子タクシー	0197-77-2434
和賀観光タクシー	0197-72-2020		

Q10 タクシーは自分で呼ぶのですか？

A タクシーの手配は、自分でしてください。特に帰りのタクシーは事前に予約するとスムーズでしょう。

Q11 インターンシップの参加確認はどのようにするのですか？

A 協議会の担当者が、企業又は学校に連絡し、確認をします。

Q12 急にインターンシップに参加できなくなりました。どうすればいいですか？

A 速やかに、協議会に連絡のうえ、使用しなかったタクシー券を返還してください。第三者の使用など、インターンシップ以外の目的でタクシー券が使用された場合、申請者に請求することがあります。その他、申請した内容が変更になった場合は、必ず協議会に連絡をしてください。

Q13 タクシー券を紛失した場合、再発行してもらえますか？

A 速やかに雇用対策協議会に連絡してください。状況を確認のうえ、再発行できるか判断します。協議会に連絡もなく、第三者に使用された場合、申請者に請求することがあります。

Q14 タクシー券が余りました。どうすればよいですか？

A 使用しなかったタクシー券は必ず協議会に返還してください。郵送、持参どちらでも構いません。

●問い合わせ

〒024-8501 北上市芳町1番1号

北上雇用対策協議会（北上市商工部産業雇用支援課内）

Tel：0197-72-8244 Fax：0197-64-2171

E-mail：job@kitakami.ne.jp

HP：https://kitakami-kotaikyou.jp/